

第4章 将来人口と都市空間の基本的な考え方

第1節 将来人口

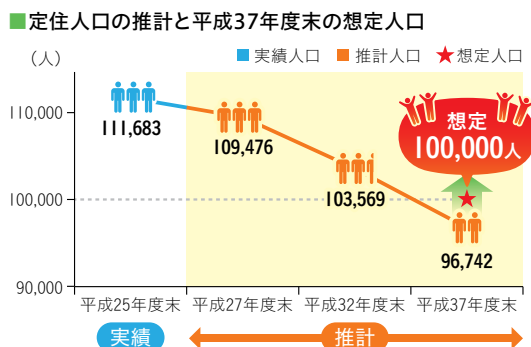
まちの活力、規模を表す指標として、最も基本となる将来人口を以下のとおり想定します。

1. 定住人口

日本全体が人口減少、少子・高齢社会を迎える中、本市の人口も減少傾向が続き、計画の最終年度である平成37年度末には96,742人と100,000人を下回ることが予測されます。このまま人口が減少し続けると、さらなる税収の減少やコミュニティの弱体化など、様々な影響をもたらすことが懸念されることから、今後も、将来都市像の実現に向けてまちの活力を維持・向上していくため、人口減少の抑制に向けたさらなる取り組みを推進するとともに、バランスのとれた年齢構成の人口構造を確保していく必要があります。

そのため、健康寿命の延伸や福祉の充実などにより、高齢期も含め、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、出生数の増加や若い世代の定住・転入の促進に向け、安心して結婚、出産、子育てができる環境の充実をはじめ、産業活性化や雇用の場の確保、交通利便性の維持・向上などの取り組みが求められます。さらに、奥河内を中心とした観光振興などにより、交流人口の増加を図り、市内での定住化や市外からの転入促進につなげていく必要があります。

これらの取り組みにより人口減少を抑制し、これまでに整備してきた公共建築物やインフラ施設、商業施設、病院などの都市機能を維持できるよう、平成37年度末における定住人口の想定を100,000人とします。



2. 活動人口⁵⁸

第4次総合計画では、定住人口と合わせ、まちの活力を示す指標として、活動人口の概念を設定しており、市民公益活動団体⁵⁹の活動支援や地域まちづくり協議会の設立、くろまろ塾の開設など、活動人口の増加に向けた取り組みを推進してきました。

今後も、まちの活力を維持していくために、地域における様々な人や団体の活発な活動を促進するなど、引き続き活動人口の増加に向けた取り組みを推進する必要があります。

そのため、これまで以上に協働による活動の場を広げていくとともに、参加者としてだけでなく、企画運営に関わりながら、地域課題の解決につなげるため、「活動の質」の向上をめざし、地域や各種団体の活動支援などを推進していく必要があります。

⁵⁸ 活動人口：まちづくりのために活動する人びとの数や時間によって表される「まちの活力」を示す指標のこと。

⁵⁹ 市民公益活動団体：市民による自主的・自発的な社会貢献活動を行う団体。

第2節 都市空間の基本的な考え方

将来都市像を実現するための都市空間のあり方について、基本的な考え方を示します。

1. 将来の都市空間づくりの方向性

～集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）への再構築～

本市は、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源などの地域資源に恵まれ、交通の結節点としての利便性の高さや災害が少ないことなどの利点を活かして、経済成長期に歩調を合わせながら都市基盤を整備し、暮らしやすく良好な住宅都市として発展してきました。

今後も、人口減少や少子・高齢化が進む中、地域コミュニティの活性化を図るとともに、道路整備や公共交通の維持・発展、買い物支援などを進めることで、より生活利便性を高めていく必要があります。

さらに、本市の良好な住環境を守り、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源の保全と有効活用を図りながら、安全・安心の確保や雇用の創出など、質の高い「暮らし」を創造するとともに、次代に相応しい魅力ある都市として持続、発展していくため、将来の人口規模・構造や都市活動に適応した「集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）」への再構築をめざします。

2. 本市の特性を活かした集約連携都市づくり

～生活圏の自立性を高め、拠点との連携を図りながら、 多様な価値観に対応した、豊かな生活を創出する～

本市においては、生活や産業活動などの都市活動の舞台として様々な都市機能を充実させる「まち」のエリア、農林業や観光・交流、憩い、体験の舞台として豊かな自然を保全する「森」のエリア、その中間に位置し、自然や農と調和した住機能の充実を図るとともに、交流や新たな産業を創出していく「里」のエリアなど、地域ごとに多様な特性があります。

これら本市の特性を活かした都市づくりを行っていくため、市民の生活が営まれる「生活圏」においては、地域ごとの自立をめざし、行政サービスをはじめ、医療機関や衣・食・住など生活を営むために必要な機能を確保するとともに、「生活圏同士」で相互に連携・補完しながら、それぞれの地域が持つ自然や歴史・文化などの地域資源や特色を活かしたまちづくりを進めます。

あわせて、市街地の無秩序な拡大を抑制し、医療や福祉などの都市機能を集積した「都市拠点」及び「地域拠点」の強化を図るとともに、「都市拠点」と高い関連性を持つ、市役所や警察署などの行政機能を集積した「行政拠点」、市民の安全・安心を確保するための「消防・防災拠点」、交流人口の増加を図る「地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）」など、本市の特性を活かした拠点の充実を図ります。

また、道路整備や、地域の実情に応じた公共交通をはじめとする多様な交通機能の充実を図るとともに、人的資源や地域のつながりを含めた、人・モノ・情報等の交流によるネットワークを形成し、「生活圏と拠点」「生活圏同士」「市外との広域連携」など、それぞれが有機的に連携し、機能の補完を図ることで、多様な価値観に対応した、誰もが豊かな生活を送ることができる、質の高い「暮らし」を創出します。

■都市空間概念図と本市の特性を活かした集約連携都市(コンパクトシティ)のイメージ

多様な機能を有する拠点

都市機能を集積した拠点

日常的な買い物、飲食店、銀行、医療・福祉・子育て施設などの機能を有する拠点

- ① 都市拠点(中心市街地)
- ② 地域拠点

本市の特性を活かした拠点

本市の地域資源や立地など、本市の特性を活かした拠点

- ③ 行政拠点
- ④ 地域活性・交流拠点
- ⑤ 消防・防災拠点

※地理的近接性を活かし、互いに機能を補完しあう拠点として一体的に考える地域。

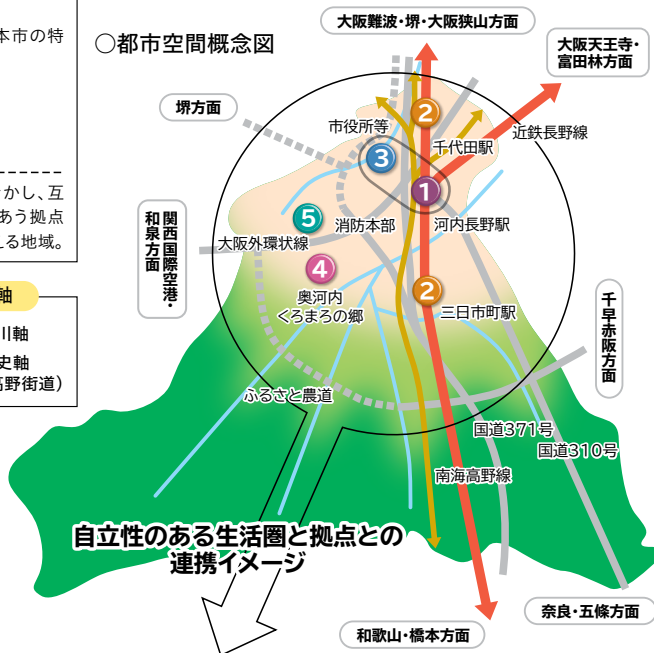
ネットワークをつなぐ軸

- 鉄道交通
- 河川軸
- 道路軸
- 歴史軸(高野街道)

都市活動や生活、交流の舞台となるエリア

- 「まち」のエリア
 - 生活や産業活動などの都市活動の舞台として様々な都市機能を充実させるエリア
- 「里」のエリア
 - 自然や農との調和した住機能の充実を図り、交流や新たな産業を創出していくエリア
- 「森」のエリア
 - 農林業や観光、交流、憩い、体験の舞台として豊かな自然を保全するエリア

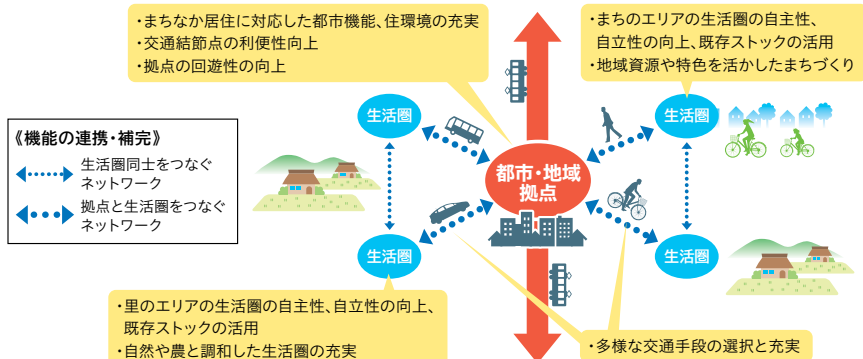
○都市空間概念図



自立性のある生活圏と拠点との連携イメージ

○本市の特性を活かした集約連携都市(コンパクトシティ)のイメージ

～「まち」「里」「森」の多様な地域における、生活圏づくり、拠点づくりとそれらをつなぐネットワークの形成による魅力のある「暮らし」の創出～



3. 都市空間づくりの目標

(1) 暮らしやすさを追求する

- 市街地の無秩序な拡大を抑制し、豊かな自然環境の保全や歴史的・文化的資源の保存・活用に取り組みます。また、自然環境と調和を図りながら、快適で質の高い住環境を確保するとともに、新たな雇用の創出により職住近接⁶⁰の暮らしやすいまちをめざします。
- 日常生活を支えるため、都市拠点として「河内長野駅」周辺地域、地域拠点として「千代田駅」「三日市町駅」周辺地域などの拠点機能を強化することにより、生活利便性の向上にぎわいを創出するとともに、「生活圏」ごとの自主性、自立性を確保し、それぞれの特性や既存ストックを活かしながら、「暮らしやすさ」を感じられるまちづくりを進めます。
- また、「拠点」「生活圏」「市外との広域」を結ぶ道路や公共交通などの市内外における交通機能の充実や人・モノ・情報等の交流などにより多様なネットワークを形成し、都市機能の相互補完を行うことで市全体の生活利便性の向上を図ります。

(2) 安全・安心に暮らせる生活環境を確保する

- 「消防・防災拠点」の充実や、土砂災害を防ぐための治山・治水など災害に強いまちづくりをはじめ、交通安全対策やユニバーサルデザイン⁶¹の推進など、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- また、市民生活の安全・安心を高めるため、公共建築物をはじめ、道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設の計画的な維持管理・更新を行うとともに、人口減少に対応した適正な配置や機能の確保を推進します。

(3) 地域の活力を創出する

- 市域の大半を占める森林や中山間地域の農地について、農林業などの生産の場のみならず、市民の憩いの場や体験学習の場など、多面的に有効活用を図り、産業の活性化や様々な交流の創出につなげます。
- また、「地域活性・交流拠点(奥河内くろまろの郷)」において、農業振興を図るとともに、観光集客の促進など、多様な交流の創出による交流人口の増加を図ります。
- 市街化区域⁶²では低・未利用地⁶³の有効活用を図るとともに、市街化調整区域⁶⁴においては、森林や農空間の保全・活用を図るための土地利用を基本としつつ、地域の活力の創出に資する可能性が高い地域では、自然環境との調和を図りながら有効な土地活用を推進します。

60 職住近接：居住地と職場が近いこと。

61 ユニバーサルデザイン：高齢や障がいのあるなどにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建築物、生活空間などをデザインすること。

62 市街化区域：都市計画法による都市計画区域のうちすでに市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

63 低・未利用地：長期間利用されていない未利用地と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い低利用地の総称。

64 市街化調整区域：都市計画法による都市計画区域のうち、原則として開発が抑制されている区域。